

【記入例】

令和 4 年寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

提出日 令和 4 年 6 月 22 日 長野県野沢温泉村長 殿	整理番号 2022××××××××
住所 〒××× - ×××× 〇〇県△△市□□1234番地 (住民税が課税される住所)	フリガナ ノザワ タロウ
	氏名 野沢 太郎
電話番号 090 - 1234 - ××××	個人番号 1 2 3 4 × × × × × × × × × ×
	生年月日 西暦 19×× 年 〇〇 月 ×× 日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 4 年 4 月 10 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

- (注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者。
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

- (注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

下記の添付書類をご用意し、内容が確認できるようにコピーして貼り付けてください。

※添付書類が重ならないように四隅をテープなどで貼り付けてください。

※氏名・住所・生年月日・個人番号を確認できるように貼り付けてください。読み取れない場合は添付書類として受理されません。

①個人番号確認書類	②本人確認書類
	<p>・マイナンバーカードの表面のコピー (顔写真・現住所がある面)</p> <p>・年金手帳</p> <p>・当自治体が認める上記以外の確認書類</p>

※寄附をした年の翌年1月10日（必着）までにご提出ください。

確認書類追加貼り付け用紙

■個人番号の記載場所・各注意点

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
個人番号はマイナンバーカードの裏面に記載されています。	交付申請書に記載の個人IDは個人番号ではありません。 交付申請書は提出の必要はありません。	自治体により書式が違います。 <u>個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。</u>

※個人番号は上記3種類の書類の内、いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■本人確認書類の内、被保険者証や年金通帳の写しを送付される場合の注意点

【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】

保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

【年金手帳の写しを送付される場合】

基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

※顔写真なしの本人確認書類を送付される場合、2点以上の本人確認書類が必要です。

申請書表面の貼り付け部分に入りきらない書類を 重ならないように 貼り付けてください。

※枠内よりも書類のサイズが大きい場合は貼り付けせず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

----- 貼り付け位置 -----

【寄附金税額控除に係る申告特例申請書（以下、申請書）について】

■ こちらの申請書はふるさと納税分の寄附金控除を受けるために、寄附先の自治体へ添付書類とともに郵送いただく書類です。以下の①、②どちらにも当てはまる方のみご利用が可能です。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

[給与所得のみで、確定申告又は市区町村民税・道府県民税の申告を行う必要がない方]

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

[申告特例対象年の1月1日から12月31日の間（1年間）にふるさと納税による寄附先が5自治体以下の方]

【注意事項など】

■ 以下の場合、申請書は受理されませんのでご注意ください。

- 寄附をした年の翌年1月10日（必着）までに書類一式が届かない
- 記入漏れ・文字や添付書類が不明瞭（読み取れない・かすれているなど）
- 申請書や添付書類をFAXまたはメールで送る

※ 上記以外でも申請書として受理されないと判断される場合がありますのでご注意ください。

■ 申請書表面の整理番号が不明な場合は未記入でも構いません。

※寄附をした年の翌年1月10日（必着）までにご提出ください。